

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、  
その翌日)

### ◇条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 目 次

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一  
部を改正する条例  
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

## 条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第三十六号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「十二月を」を「十二月（五十六歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める年齢を超える職員にあつては、八月）を」に、「但し」を「ただし」に、「十二月の期間」を「当該期間」に改め、同条第九項中「前三項」を「第六項から前項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 五十六歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める年齢を超える職員は、第六項、第七項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。

第七条の三第一項第一号中「十九万五千円」を「二十万五千円」に改め、同項第二号中「三万八千円」を「三万九千五百円」に改める。

第八条第三項中「一万千円」を「一万二千円」に、「七千五百円」を「八千円」に改める。

第九条の二第二項第一号及び第九条の三中「百分の八」を「百分の九」に改める。

第九条の四第一項第一号中「七千円」を「九千円」に改め、同条第二項第一号中「一万四千五百円」を「一万六千五百円」に、「七千円」を「九千円」に、「五千五百円」を「六千五百円」に改める。

第十条第二項第一号及び第三号中「一万六千円」を「一万七千円」に改める。

第十一条の二第三項中「三十八万四千円」を「四十万四千円」に改める。別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	296,600	230,200				118,900	101,900	
2	309,100	239,800	204,800	173,600	145,300	125,000	106,900	83,400
3	321,600	249,500	212,700	180,900	151,800	131,100	112,600	85,900
4	334,100	259,200	220,700	188,400	158,400	137,300	118,800	88,700
5	346,600	269,200	228,700	195,900	165,300	143,700	124,500	91,500
6	359,000	279,200	237,000	203,400	172,400	149,800	129,200	94,700
7	371,400	289,200	245,300	210,900	179,400	155,800	133,800	98,200
8	383,700	298,900	253,600	218,500	186,300	161,800	138,300	101,900
9	396,000	308,600	262,000	226,100	193,100	166,800	142,400	105,400
10	408,100	318,000	270,200	233,800	199,700	171,800	146,100	108,700
11	417,500	327,200	278,400	241,600	206,200	176,700	149,700	111,600
12	423,600	336,100	286,600	249,500	212,700	181,600	153,200	114,200
13	429,700	343,900	294,700	257,400	219,100	186,400	156,700	116,800
14	435,300	350,000	302,400	265,100	225,200	190,700	159,400	119,000
15	440,100	356,100	309,900	272,100	231,100	194,800	162,100	121,200
16		360,400	316,000	278,900	236,500	198,900	164,700	123,300
17			321,700	284,400	241,700	202,600	167,200	124,900
18			325,600	289,400	245,600	205,700	169,600	
19			329,400	293,000	248,900	208,700	171,600	
20			333,200	296,600	252,000	211,000		
21				300,200	254,500	213,300		
22				303,800	256,900	215,500		
23					259,300	217,700		
24					261,700	219,900		
25					264,100			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	—	117,900	104,400	—
2	242,800	226,500	195,800	152,100	124,700	108,400	96,400
3	251,000	234,600	203,000	159,100	131,500	112,500	100,200
4	259,200	242,800	210,300	166,200	138,400	117,600	104,200
5	268,000	251,000	218,400	173,300	145,300	124,200	108,200
6	276,500	259,200	226,500	180,600	151,700	130,800	112,300
7	285,000	267,700	234,600	187,900	158,100	137,400	117,300
8	293,400	276,200	242,800	195,200	164,400	143,900	123,500
9	301,800	284,700	250,900	202,300	170,700	149,800	129,900
10	310,200	293,100	259,000	209,500	177,000	155,700	136,300
11	318,500	301,500	267,100	216,400	183,300	161,800	142,700
12	326,700	309,800	275,200	223,200	189,600	167,900	148,500
13	334,700	318,000	283,300	230,000	195,800	174,100	154,300
14	342,700	326,100	291,300	236,600	201,900	180,300	160,400
15	350,600	334,000	299,300	243,100	207,900	186,400	166,400
16	358,100	341,200	307,200	249,400	213,900	192,400	172,400
17	365,500	347,400	312,600	255,700	219,900	198,100	178,400
18	369,600	351,300	317,800	262,000	226,000	203,600	184,000
19	373,700	355,100	322,600	268,300	232,300	209,100	189,300
20		358,900	326,200	274,100	238,600	214,600	194,500
21			329,800	279,600	244,900	220,100	199,700
22			333,400	285,100	251,200	225,600	204,900
23			337,000	290,500	257,500	231,100	210,100
24				295,400	263,300	236,600	215,300
25				298,600	268,800	242,100	220,500
26				301,600	274,300	247,600	225,700
27				304,600	279,700	252,700	230,800
28				307,600	284,600	257,800	235,500
29				310,600	287,800	262,200	240,200
30					290,800	266,500	244,100
31					293,800	270,700	247,900
32					296,700	273,400	251,700
33					299,600	276,100	255,500
34							258,100

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第三 教育職給料表 (第三条関係)

## イ 教育職給料表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	288,500	—	108,000	—
2	296,800	212,300	113,300	90,900
3	305,100	220,100	119,800	94,200
4	313,400	227,900	126,400	98,000
5	321,700	235,700	132,900	101,900
6	330,000	243,500	139,400	106,500
7	338,300	251,400	145,900	111,700
8	346,600	259,300	152,300	117,500
9	354,900	267,200	158,700	123,600
10	363,000	275,100	165,100	129,900
11	370,700	282,900	171,600	136,200
12	378,100	290,700	178,400	142,300
13	385,200	298,400	185,800	148,400
14	392,200	306,000	193,400	154,400
15	396,800	313,400	201,100	160,400
16		320,800	208,800	166,400
17		328,200	216,400	172,400
18		335,600	223,900	178,400
19		342,900	231,300	184,400
20		350,100	238,800	190,200
21		356,600	246,300	195,400
22		363,100	253,700	200,500
23		369,400	261,100	205,300
24		375,700	268,500	210,000
25		379,900	275,800	214,500
26			282,400	219,000
27			288,900	223,500
28			295,400	227,700
29			301,900	231,600
30			308,300	235,400
31			313,900	238,500
32			319,300	241,600
33			323,900	244,600
34			328,100	247,400
35			332,200	249,600
36			336,200	
37			339,200	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、  
教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適  
用する。

## □ 教育職給料表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	285,700	—	98,000	—
2	293,000	180,800	103,000	90,900
3	300,300	188,700	108,000	94,200
4	307,700	196,600	113,300	98,000
5	315,100	204,500	119,800	101,900
6	322,300	212,300	126,400	106,500
7	329,500	220,100	132,900	111,700
8	336,600	227,900	139,400	117,500
9	343,100	235,700	145,900	123,600
10	349,600	243,500	152,300	129,800
11	355,400	251,300	158,700	136,000
12	361,200	259,000	165,100	141,900
13	366,000	266,100	171,600	147,700
14	370,800	273,100	178,400	153,300
15	374,900	280,100	185,800	158,900
16		286,900	193,400	164,300
17		293,700	201,100	169,600
18		300,400	208,800	174,800
19		307,100	216,400	179,900
20		313,700	223,900	184,900
21		320,300	231,300	189,600
22		326,400	238,700	193,900
23		332,100	246,100	198,200
24		337,200	253,400	202,100
25		341,600	260,100	205,700
26		345,300	266,600	208,700
27		348,300	273,100	211,700
28		351,300	279,100	214,300
29		354,300	284,900	216,600
30			290,500	218,800
31			295,900	220,900
32			301,300	
33			306,000	
34			310,700	
35			314,900	
36			318,600	
37			322,300	
38			326,000	
39			328,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表（第三条関係）

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	— <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>	106,400 <sup>円</sup>	91,700 <sup>円</sup>
2	—	—	111,900	95,100
3	—	—	118,700	99,300
4	238,500	171,400	125,500	103,800
5	248,100	179,600	132,300	108,500
6	257,900	187,800	139,100	114,500
7	267,900	196,100	146,000	120,700
8	277,900	204,300	152,900	127,000
9	288,500	212,500	160,000	133,400
10	299,300	220,700	167,000	139,900
11	310,100	228,900	174,000	146,200
12	320,900	236,800	181,000	152,500
13	331,600	244,700	187,900	158,800
14	342,300	251,700	194,500	165,000
15	352,900	258,700	201,000	170,700
16	363,300	265,400	207,400	175,800
17	373,700	271,300	213,200	180,700
18	384,100	276,700	219,000	185,600
19	394,500	282,100	224,700	190,300
20	404,700	287,500	230,400	195,000
21	413,400	292,800	236,100	199,600
22	420,100	298,100	241,800	203,700
23	425,900	302,900	247,500	207,100
24	430,900	307,700	251,900	210,500
25	435,900	312,000	256,300	213,200
26	440,100	316,300	259,500	215,700
27		319,800	262,700	
28			265,900	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五 医療職給料表(第三条関係)

## イ 医療職給料表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	301,100	231,200	—	138,300
2	311,000	241,300	201,600	146,500
3	320,900	251,400	211,400	154,800
4	330,700	261,500	221,300	163,200
5	340,400	271,400	231,200	172,800
6	349,800	281,300	241,200	182,400
7	359,100	291,200	251,200	192,000
8	368,000	301,100	261,200	201,600
9	376,900	311,000	271,000	211,200
10	385,800	320,900	280,800	220,700
11	394,700	330,700	290,600	230,000
12	403,600	339,800	298,900	237,800
13	412,500	348,700	307,200	245,400
14	421,400	357,500	315,000	252,800
15	429,200	366,300	322,800	260,100
16	436,900	374,900	330,500	267,400
17	443,600	383,000	338,100	274,600
18	449,300	391,100	345,600	281,800
19	454,100	399,200	353,000	288,300
20	458,900	405,500	358,900	292,700
21		411,800	364,800	297,000
22		416,100	370,100	300,100
23		420,400	373,800	
24			377,500	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## □ 医療職給料表(二)

職務の等級	1 等 級	特 2 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	238,400 <sup>円</sup>	212,700 <sup>円</sup>	180,900 <sup>円</sup>	134,000 <sup>円</sup>	105,100 <sup>円</sup>	92,000 <sup>円</sup>	— <sup>円</sup>
2	248,400	220,700	188,600	140,400	110,000	95,800	86,000
3	258,400	228,700	196,300	146,800	115,800	99,700	88,900
4	268,500	237,000	204,100	153,300	121,600	103,900	91,800
5	278,600	245,300	211,900	159,800	127,400	108,800	95,300
6	288,700	253,600	219,600	166,300	133,200	114,400	98,900
7	298,600	262,000	227,300	172,800	139,100	120,100	102,600
8	308,400	270,200	235,100	179,700	145,000	125,200	106,000
9	318,000	278,400	242,900	186,600	150,700	129,700	109,100
10	327,200	286,600	250,700	193,500	156,400	134,200	111,900
11	336,100	294,700	258,500	200,200	162,100	138,500	114,400
12	343,900	302,400	266,000	206,600	167,200	142,500	116,900
13	350,000	309,900	272,900	213,000	172,200	146,300	118,500
14	356,100	316,000	279,600	219,300	177,200	149,900	
15	362,200	321,700	285,100	225,500	182,200	153,400	
16	366,500	325,600	290,400	231,400	187,000	156,900	
17		329,400	295,200	237,200	191,400	159,600	
18			299,900	242,700	195,500	162,300	
19			303,500	246,800	199,600	164,800	
20			307,100	250,300	203,300	166,800	
21				253,600	206,300		
22				256,100	208,600		
23				258,600	210,900		
24				261,000	213,100		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



ハ 医療職給料表(㊦)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	208,400	162,700	139,300	103,700	90,300
2	215,800	168,900	144,800	108,400	93,600
3	223,400	175,200	150,500	113,300	96,900
4	231,000	181,600	156,300	118,500	100,300
5	238,900	188,100	162,200	123,700	103,700
6	247,000	194,800	168,100	128,900	108,400
7	255,100	201,400	173,900	134,000	113,200
8	263,100	208,000	179,700	139,100	118,300
9	271,100	214,500	185,500	144,100	123,500
10	279,100	220,900	191,300	149,100	128,500
11	287,000	227,200	197,100	154,100	133,400
12	294,900	233,500	202,900	159,000	138,300
13	302,600	239,800	208,700	163,900	142,900
14	310,000	246,100	214,500	168,600	147,500
15	317,400	252,400	220,300	173,300	152,000
16	324,200	258,700	225,900	178,000	156,400
17	330,900	265,000	231,500	182,700	160,800
18	337,100	271,200	237,000	187,300	165,000
19	342,900	277,400	242,500	191,800	169,200
20	346,700	283,400	247,700	196,200	173,300
21	350,400	288,700	252,900	200,600	177,400
22	354,100	292,700	258,000	205,000	181,500
23		296,700	262,100	209,400	185,300
24		300,700	266,000	213,800	188,500
25		303,900	269,700	218,200	191,700
26		307,100	272,700	222,600	194,700
27		309,800	275,700	226,500	197,600
28			278,200	230,400	200,500
29				234,000	202,700
30				236,400	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第七を次のように改める。  
別表第七(第十一条の二関係)

所在地	公	署	区分
西伯郡大山町大山	鳥取県米子警察署大山町大山寺警察官派出所		二級地

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第四条、第九条の二、第九条の三及び第十一条の二の改正規定並びに附則第七項及び第十七項の規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(第四条、第九条の二、第九条の三及び第十一条の二の規定を除く。)は、昭和五十六年四月一日から適用する。  
(最高号給等の切替え等)
- 3 昭和五十六年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に連算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。  
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月

額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。  
(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(旧号給等の基礎)

- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならない。  
(昇給に関する経過措置)

- 7 昭和五十七年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において改正後の条例第四項第九項の人事委員会規則で定める年齢(以下この項において「昇給停止年齢」という。)を超えている職員(同日においてその者の受ける号給又は給料月額が昇給停止年齢に達した日に受けていた号給の二号給上位の号給又はこれに準ずるものとして人事委員会規則で定める号給若しくは給料月額(以下この項において「二号給上位号給等」という。))である職員及び二号給上位号給等を超えている職員を除く。)については、改正後の条例第四項第九項本文の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。

同年四月一日後に昇給停止年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

(特定管理職員等の給与の特例等)

8 切替日において管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で定める職にある職員(以下「特定管理職員」という。)であつた者の切替日から昭和五十七年三月三十一日までの間の給与は、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 切替日の翌日から昭和五十七年三月三十一日までの間において、特定管理職員となつた者又は特定管理職員でなくなつた者の当該特定管理職員となつた日又は当該特定管理職員でなくなつた日から昭和五十七年三月三十一日までの間の給与は、改正後の条例の規定又は前項の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、人事委員会が定める。

10 附則第八項の規定の適用を受ける職員のうち前項に規定する職員との権衡上特に必要と認められる職員の切替日から昭和五十七年三月三十一日までの間の給与は、改正後の条例の規定及び附則第八項の規定にかかわらず、人事委員会が定める。

11 前三項の規定の適用を受ける職員の昭和五十七年四月一日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間等については、附則第三項から第六項までの規定に準じて、人事委員会が定める。

12 附則第八項から第十項までの規定の適用を受ける職員が切替日から昭和五十七年三月三十一日までの間に退職した場合における退職手当の額の計算については、これらの規定にかかわらず、改正後の条例の規定を適用する。

(住居手当に関する経過措置)

13 切替期間において、改正前の条例第九条の四の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第九条の四の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の四の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第九条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第九条の四の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続きいた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例

第九条の四の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第九条の四の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和五十七年三月三十一日(同日前に人事委員会規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事委員会規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(期末手当の額の特例)

14 改正後の条例第十六条の四第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは、「以下この項において同じ。」において職員が受けるべき職務の等級の号給の昭和五十五年四月一日において適用される給料月額(基準日現在において当該職員が職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合その他人事委員会が定める場合にあつては、その定める額)及び基準日現在において職員が受けるべき扶養手当の昭和五十五年四月一日において適用される月額」と、「給料月額」とあるのは「基準日現

在において当該職員が受けるべき職務の等級の号給の昭和五十五年四月一日において適用される給料月額（基準日現在において当該職員が職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合にあつては、人事委員会が定める額）」とする。

（勤勉手当の額の特例）

15 改正後の条例第十六条の五第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料の月額」とあるのは「職務の等級の号給の昭和五十五年四月一日において適用される給料月額（基準日現在において当該職員が職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合その他人事委員会が定める場合にあつては、その定める額）」（以下「昭和五十五年の給料の月額」という。）と、「給料月額」とあるのは「基準日現在において当該職員が受けるべき職務の等級の号給の昭和五十五年四月一日において適用される給料月額（基準日現在において当該職員が職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合にあつては、人事委員会の定める額）」と、「給料及び扶養手当の月額」とあるのは「昭和五十五年の給料の月額及び基準日現在において職員が受けるべき扶養手当の昭和五十五年四月一日において適用される月額」とする。

（給与の内払）

16 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

17 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「又はロ」を「若しくはロ」に改め、「掲げられている職務の等級」の下に「又は医療職給料表(二)の二等級」を加え、「その者が現に受けている号給又は給料月額を受けるに至つた時から十二月（切替日において職務の等級の最高の号給又は）」を「職員の給与に関する条例第四条第八項ただし書中「二十四月（その給料月額が職員の属する職務の等級における給料の幅の最高額である場合にあつては、十八月）」とあるのは、「十二月（昭和五十一年四月一日において職務の等級の最高の号給若しくは）」に、「切替日以降」を「同日以降」に改め、「最初の昇給」の下に「又は五十六歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める年齢を超える職員の昇給」を加え、「」を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の等級の給料の幅の最高額を超えて、人事委員会の承認を得て、昇給させることができる」を「」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する」に改める。

（人事委員会への委任）

18 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県条例第三十七号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項中「五百四十円」を「六百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特種勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特種勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特種勤務手当は、改正後の条例の規定による特種勤務手当の内払とみなす。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県条例第三十八号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年七月鳥取県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の百二十」を「百分の百十」に改める。

附則第四項中「をこえ四十二年」を「を超え三十八年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第三項（同条例附則第四項又は第五項において例による場合を含む。）及び同条例附則第四項の規定の適用については、この条例の施行の日から昭和五十八年三月三十一日までの間においては同条例附則第三項中「百分の百十」とあるのは「百分の百十七」と、同条例附則第四項中「三十八年」とあるのは「四十年」とし、同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間においては同条例附則第三項中「百分の百十」とあるのは「百分の百十三」と、同条例附則第四項中「三十八年」とあるのは「三十九年」とする。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

四十一年

誠道第三

境港市誠

道町

一四

を

四十一年

誠道第三

境港市誠道町

一二  
に改める。

別表第一の第二種県営住宅の表中

三十五年

住吉第三

米子市旗

ケ崎

八

を

三十五年

住吉第三

米子市旗ケ崎

六

に、

みどり

を

みどり第一

に、

五十五年

東和田

倉吉市和田東町

一〇

を

五十五年

東和田

五十六年

みどり

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】

第二

倉吉市和田東町

一〇

に改める。

別表第二の表中

成美第一、成美第二、成美第三、赤碕港第一、赤碕港第二及びみどり

赤碕港

を

成美第一、成美第二、成美第三、赤碕港第一、赤碕港第二、みどり第一及びみどり第二

赤碕港

に改める。

附 則

この条例中別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表に関する部分及び第二種県営住宅の表の住吉第三団地に関する部分は公布の日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。